

一般社団法人ワークロイド・ユーザーズ協会
ワークロイド研究会 運営規程

第 1 条 (目的)

アカデミア、ロボット・ユーザー、その他ロボット関係者ととも、ワークロイドの実現に必要な技術の検討、ロボット・ユーザーのニーズに基づくワークロイドの企画、ワークロイドの実現に向けて必要となる課題とその解決策、ワークロイドの業界横断的な共同利用の検討を行う。

第 2 条 (運営)

1. ワークロイド研究会の責任者は、一般社団法人ワークロイド・ユーザーズ協会会長（以下、会長）とする。
2. ワークロイド研究会の運営メンバー等は、会長が指名する。

第 3 条 (参加要件)

1. ワークロイド研究会に参加登録する者（以下、参加登録者）は、一般社団法人ワークロイド・ユーザーズ協会の会員とする。
2. 参加登録者は、第 1 条の目的を共有する。第 1 条の目的以外を目的とする参加登録希望者については、ワークロイド研究会の入会を断ることがある。
3. 参加登録者が、ワークロイド研究会の適正な運営に支障を来すような事態を生じるおそれがある場合には、退会を求めることがある。
4. タスク・フォース・メンバーに加わったロボット・システム・インテグレーターは、ワークロイド研究会の参加登録を行い、ワークロイド運営規程を遵守しなければならない。

第 4 条 (会費の支払い)

1. ワークロイド研究会に参加登録する正会員は、ワークロイド研究会会費規程に基づいて会費を支払う。
2. 名誉会員及び名誉顧問については、会費を徴求しない。

第 5 条 (参加資格)

1. 月毎に会費を支払う参加登録者は、初回の月会費の決済がなされた時に参加資格を取得する。
2. 年間の会費を一括支払いする参加登録者は、初回の請求書の請求日に参加資格を取得する。
3. 名誉会員及び名誉顧問は、参加手続きを行うことなく会員資格を有するもとする。

第 6 条 (脱退)

脱退を希望する場合は、脱退を希望する月の前月 10 日までに申し出なければならない。

第 7 条 (知的財産)

1. ワークロイド研究会で形成されたワークロイドに関する知的財産については、社会貢献を目的として共同利用を前提とする。ただし、ワークロイド研究会によることなく、単独で形成された知的財産は単独所有とする。
2. 知的財産の利用権の付与において、開発費用の回収を目的として対価を徴収することができる。
3. ワークロイド研究会の参加登録者が、ワークロイド研究会の情報に基づいて特許申請する場合は、ワークロイド研究会に報告し、理事会の承認を得ることとする。

第 8 条 (秘密保持)

1. ワークロイド研究会において議論された情報は秘密情報として扱い、当該秘密情報をワークロイドの発展のためにのみ使用し、その他の目的に一切使用してはならない。
2. 秘密情報の開示者から事前に書面による承諾を得た場合を除いては、秘密情報を複写または複製できないものとする。
3. 以下の情報は、秘密情報に含まれない。
 - (1)開示者より開示を受けた時点において、すでに公知となっていたもの
 - (2)開示者より開示を受けた後、公知となったもの
 - (3)開示者より開示を受ける前に、受領者が正当な手段によりすでに入手していたもの
 - (4)開示者より開示を受けた後、秘密保持義務を負っていない第三者から正当な手段により受領者が入手したもの
4. 秘密保持の期間は、情報を受けてから 3 年間とする。
5. 秘密情報の共有は、参加登録者間で行うことができる。法人の参加登録者は、ワークロイドの発展に必要な範囲において、当該法人の役員役、従業員及び当該法人の親会社並びに子会社に秘密情報を共有することができる。この場合、当該役員、従業員及び親会社並びに子会社に秘密保持義務を遵守させるものとする。